

中国における社会保障思想の生成と歴史的考察

張 紀 淳

はじめに

社会保障制度の定義が国によって違い、社会保障制度を規定する社会保障理論と社会保障思想も違っている。社会保障制度は「国民の生活の安定を維持する」ための社会政策を実行に移す最重要的社会制度として位置付けられる以上、その国や地域のおかれる社会環境、経済発展レベルの変化を反映し、その国の歴史や現代の生活習慣、伝統、道徳基準、法規および社会保障の理念などをベースにして形成し、発展してきたものである。現代中国の社会保障制度も例外ではない。古代中国の伝統的な道徳基準、社会保障理念の影響を強く受けている。そこで、本稿は中国における社会保障思想と社会保障制度の形成と変遷の歴史を考察することによって現代中国の社会保障制度に及ぼす歴史的な影響を解明し、欧米諸国と異なる中国の伝統的な福祉道徳、社会保障理念および社会保障制度の特色を明らかにすることを目的とする。そのため、第1節では古代中国代表の三大思想、儒教思想、墨家思想、道教思想を中心に中国における社会保障思想形成の歴史を検討し、それぞれ異なる社会保障思想の共通点と相違点を明らかにする。続いて第2節では古代中国の社会保障政策とこの政策に基づいて実施されていた社会保障制度を分析し、援助型社会福祉制度形成の過程とその特色を明らかにする。そして第3節では近代中国と現代中国の援助型社会保障思想に焦点を当て、古代中国と異なる近代、現代中国の社会保障思想と社会保障制度の特徴を検討する。最後に中国伝統的な社会保障理念と社会保障制度の特徴を分析し、大同理念を目指す中国社会保障の概念と性格を明らかにする。

第1節 古代中国経済思想の沿革と社会保障思想の変遷

1. 社会保障の定義と本章の位置づけ

社会保障という用語は中国では今広く日常的に使われている。英語の Social Security から訳されたこの用語はもともと「社会の安全」を意味しているが、今では社会の安全より国民の生活

安定を目標とする社会保障という意味となり、すでに従来の救貧、防貧をこえた制度となっている。社会保障の一部をなす社会福祉という言葉も同様である。福祉は中国語では「福利」（以下「福祉」という）に訳され、英語のウェルフェア（Welfare）に含まれる幸福の意味を汲み取って訳した用語である。英語の語源をみれば Welfare は Well と fare のあわさった言葉であり、Well とは快い、満足の状況を表し、fare とは状態とか旅路ひいては人生航路を表す語として使われている。これはつまり幸せの前提となり、条件となるところの日常生活の状況や暮らし向きを意味し、健康で快い人生航路或いはその美しい理想的な状態を表し、「健康、幸福で何の拘束も受けることのない憧れの生活状態」と解釈することもできる。この意味から分かるように、「福祉」は理想化された桃源郷の意味を持ち、宗教的には「消極的には生命の危急からの救い、積極的には生命の繁栄」（『広辞苑』2版）を意味するものとされている。

「福祉」という漢字そのものの語源はもともと中国の漢時代の『易林』に記されている。「天の授ける極みのない齡いを全うして喜びに預かること」と言われている。「福祉」の「福」は祭りに参与した人からもらう神酒の意で極めて現実的な神福をいい、「祉」もまた神の賜物を表すということである（『漢字の語源』角川書店）。つまり神から賜った現実的な状況をさす語であろう。但し、現代で使用される「社会保障」、「社会福祉」という用語は、「革命」、「資本論」、「経済」という社会哲学や経済用語と同じように中国人留学生を通して日本語から、中国語に翻訳されたものではないかと推測する⁽¹⁾。

現代中国の社会では「社会保障」、「社会福祉」、「社会保険」という三つの用語はいずれも普通の言葉として使われている。しかも、これらの用語の意味は区別せず使われる場合が多いので、混乱を来している。社会福祉を例にみれば、社会保障制度改革に関する中国政府の公式文献の中では、社会福祉制度を社会保障制度のサブシステムとしてとらえ、公的サービス保障、貧困者への生活補助金制度、社会救済制度等を社会福祉制度の中に含めるものとする。他方、特定の領域によって、社会福祉制度に関する解釈も違っている。例えば、国有企業の改革で問題とされる企業の社会福祉制度は、政府が所管する社会福祉制度ではなく、団体型または企業型福祉制度である。企業型福祉制度は政府が所管する社会福祉制度と違って、人材を育成し、吸収するとともに、インセンティブを与えるために現金収入とは別に非現金収入（現金、実物支給と福祉サービス等を含む）として、従業員に提供する企業福祉サービスである。これとは逆に政府が所管する社会福祉事業は失業者、生活貧困者を対象とする社会救済、公的扶助制度が中心をなし、企業型福祉事業と基本的に異なる社会福祉事業である。但し、社会保障制度を改革する前に政府が管理、運営する社会福祉制度と企業が実施する企業型福祉制度との間に、必ずしもはっきりとした境界線が定められていないため、両制度の定義を混乱させる要因となっている。社会保障制度と社会保険制度についても、同様な問題が見られる。社会保障制度と社会保険制度とは本来同じ概念規定

を持つ制度ではない。社会保障制度の中に社会保険制度が含まれるもの、社会保険制度は社会保障制度の核心をなしているからである。しかし、中国ではそれぞれ異なるこの2つの概念を往々にして一緒に使用している。例えば、1998年3月に全人代で決定された社会保障制度改革は社会保険制度改革を中心に行われ、特に医療、養老、失業保険制度の三大社会保険制度の改革に重点がおかれていている。

このように社会保障制度に関する中国の意味は日本のそれと大きく違っている。しかも、社会保障制度は後の分析で分かるように工業化の産物であり、古代中国には存在していなかった。社会保障理論についても同様な問題がみられる。分析を容易にするために本稿では古代中国で実施されていた社会福祉関連諸制度をいずれも「社会福祉制度」という用語で表現し、社会福祉、社会救済に関する理念を「社会保障思想」または「社会保障理念」と定義することをお断りしておきたい。

2. 奴隸社会から封建社会への移行期の経済思想

前述のように古代中国語には「社会保障」「社会保険」「社会福利」という用語はない。しかし、このことは中国に社会保障の理念が存在していなかったことを意味するものではない。その逆に5000年の長い歴史を持つ中国は世界文明を作り出しただけでなく、多くの経済思想も残している。今から2000年前の春秋戦国時代にすでに社会保障思想が存在していた。現代の社会保障制度と社会福祉制度を規定する原理、原則、思想などはいずれも中国の古代政治家の学説、経済思想、社会保障思想からその源をみることができ、西側の社会福祉思想よりずっと長い歴史を持っている。

表1は紀元前2257年の夏（前2205年）、商（前1782年）の時代から西暦24年までの間に奴

表1 古代中国の主要な経済思想と著書

時代	経済思想	主要な著書
夏、商時代 (前2257～前1133年)	奴隸制国家経済思想	『書經』
西周、東周時代 (前1134～前770年)	奴隸制国家経済思想 財富概念、市場管理、税収、価格管理、利子	『尚書、周書』 『周礼』
春秋、戦国時代 (前770～前221年)	管仲の四民分業定住論 单旗の子母相権論 範蠡の経済循環論 孔丘の儒教学派 孟軻の性善説 墨子の兼愛思想 法家の自為心、韓非の人口概念 老子の均富思想	『国語』『齊語』 『逸周書』 『史記』 『論語』 『孟子』 『墨子』 『韓非子』 『老子』
前漢、後漢 (前202～西暦24)	董仲舒の限田思想 司馬遷の経済放任政策	『漢書・本傳』 『史記・貨殖列傳』

出所：胡寄窓『中国経済思想史簡編』により作成。

隸制国家から封建制国家に移行する過程に出現した主な経済学説、代表者及びその著書名を要約したものである。『書經』によれば、紀元前2205年に黄河中流一帯にいた夏族は、中国歴史上最初の奴隸制国家—夏王朝を建てたという。但し、『書經』で記載されたこの時代の経済活動の多くは言い伝えによるものであり、経済思想としてこれらの活動を研究することは極めて難しい。そのため、中国では通常、西周時代の経済思想を古代経済思想史の研究対象とした⁽²⁾。歴史的変遷に関するマルクスの理論によれば、前1134～前770年に出現した周王朝の経済体制は、①「眞の自然経済」、②「物的生産の社会関係及びその上に築き上げられた生活領域は人々の活動に依存する」という典型的な封建領主経済体制の特徴を持っているからである⁽³⁾。周王朝は商王朝より大きな勢力を持ち、西周文化は自身の文化に加えて商文化を吸収した厚い基礎の上でおいっそう栄えた。夏、商、西周と三代続いた1300年間に制度と伝統が踏襲されつつ、国家の規模は一代ごとに拡大し、中国の奴隸制文明は西周の段階で頂点に達した。この時代に中国人はすでに労働と富の関係を認識し、「慎之勞、勞則富」という表現で労働は富を生み出すものとみなした⁽⁴⁾。市場の概念もこの時期に生まれたが、欧米諸国と違って、古代中国は中央集権型政治体制を実施し、市場を人々の自由な経済活動に任せることではなく、政府の力で需給関係を調整し、市場をコントロールしようとする考え方が定着していた。周王朝では農村の自由市場を除くほとんどすべての小都市に市場活動を管理する専属の官吏がおかれてきた。国の財政収入を支える税制度も導入され、農民、手工業生産者、商人などの職業に応じた9種類の税制度が採られていた。土地を持っている者に対してその土地面積に応じて実物で徴収する「貢賦」制度が適用されるが、土地のない者または職業のない者が労働力を提供することによって税金を納める「力役」制度も取り入れられた。力役制度の導入は職業を持たない者に仕事を持たせることによって、雇用を創出する役割を果たしている。諸侯は貢納と軍隊をひいて周王のために戦う義務を負わされ、王と諸侯は血縁関係で強く結ばれている。また諸侯とその臣下である卿、大夫、士などの関係も王と諸侯の関係に習って血縁関係を基礎としていた。このように王から士にいたる階級は同じ祖先から分かれた男子を中心とする子孫の血縁関係を形成した宗族と呼ばれる。宗族は同じ祖先を祭り、本家の家長を中心にして宗法によって秩序を維持してきた。これはのちに中国の家族制度の基礎をなし、中国伝統的な家族福祉思想の形成を促した。

生産の発展にともない、社会が益々活気を帯びるようになった頃、周の回りで生活する諸民族も力を持ち始め、周を犯すようになった。前770年に西周は都を今の洛陽に遷し、それ以後の周王朝を東周と呼ぶ。東周に入ると中国は諸侯が割拠し、霸を争う大動乱の世を迎えた。諸侯の抗争は紀元前3世紀の後半まで続き、東周の前期を春秋時代（前770～前476年）、後期を戦国時代（前475～前221年）と呼ぶ。この期間に中国の歴史に激しい変革が起り、奴隸制から封建制への転換が完成した。農業生産力の発展にともなって、共同体的な農業が崩壊し、一戸一世帶

による個人生産経営の農家が生産の主体となり、しだいに地主制の発展をみたのである。また、この時代に政治、文化、思想、社会のあらゆる面で大きな変革が見られた。これまでに貴族による教育や文化の独占状態が打ち破られ、私塾が至る所で開かれ、種々様々な学説が生まれ、多くの学派が出現した。各国ともに人材の獲得には熱心であり、従来の血縁関係による登用制度を廃止し、優秀な人材を登用する制度を確立した。このことはまた思想界を刺激し、諸子百家争鳴の局面を生み出した。この時代は中国の歴史で文明が最も栄える時代であった。

多くの経済学説もこの時代に現れた。中でも特に職業に応じて国民を士、農、工、商の四大社会集団に区分し、集団別に定住させ、その技術と職業の継承を図ることを提唱した管仲の「四民分業定住論」⁽⁵⁾、貨幣の価値を軽重、子母、大小というそれぞれ対立した三つの概念で解釈する单旗の「子母争権論」⁽⁶⁾、世界で始めて唯物辯証法を用いて社会の変化、経済活動の循環メカニズムを説いた範蠡の「経済循環論」⁽⁷⁾が有名である。孔子、老子、墨子の三聖賢もまたこの時代に生まれた偉大な思想家である。

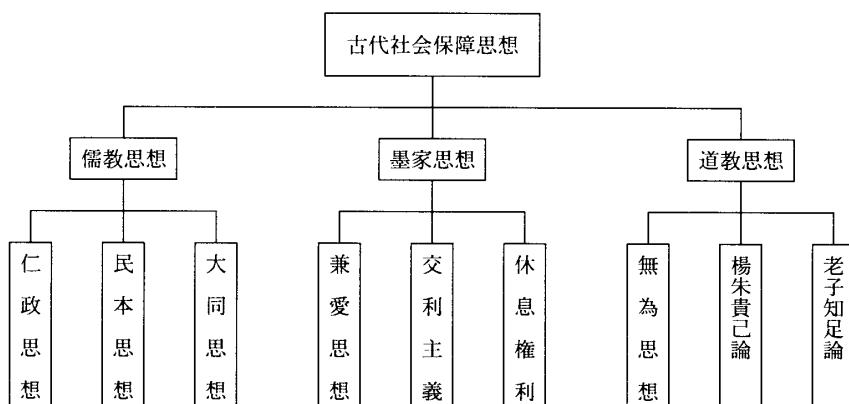
3. 古代中国の代表的な社会保障思想

社会保障思想は経済思想の一部をなしており、富の概念、貧富概念、治国の理念、人口理論などの思想とも深い関わりを持っている。社会保障に関する古代思想家、政治家の学説が多いが、以下では儒教、墨家、道教の福祉関連思想を中心にその特徴をみよう。

(1) 儒教の「仁政」「民本」「大同」思想

孔子⁽⁸⁾の儒教思想を表す代表作として『尚書』と『礼記』が挙げられる。『尚書』は「徳惟善政、政在養民」と述べ、「徳とは良い政治を行うことであり、その目的は民を養うことにある」

図1 古代中国の代表的な社会保障思想



出所：筆者作成。

ことを説く。『礼記』はこの考えを受け継ぎ、「以保息養万民，一曰慈幼，二曰養老，三曰振窮，四曰恤貧，五曰寛疾，六曰安富」（国民の生存繁栄をもって万民を養う。一に曰わく、幼児を慈しむこと。二に曰わく、老人を敬うこと。三に曰わく、貧困からの脱出を奮い起すこと、四に曰わく、貧困者を救済すること、五に曰わく、疾病者を慰むこと、六に曰わく、裕福者の安定を図ること）を「仁政」の具体策として列挙した。孟子⁽⁹⁾は孔子の思想を受け継ぎそれをさらに発展させた偉大な思想家である。孟子は恒産論を提唱する。いわゆる恒産論は財産をつくり、保有することを意味する。この財産には農民、手工業者、商人の個人財産も含まれる（『孟子・滕文公』）。孟子は「恒産ある者は恒心あり、恒産なき者は恒心なし」と述べ、財産をつくり持つことが人々の基本的な願望であり、この願望が社会秩序の維持にもつながるものと考えられ、社会秩序を維持する立場から私有財産制を擁護したのである。孟子も孔子と同じように、民心を獲得するため「仁政」を実施する必要があることを説き、国民に対して「必使抑足以事父母，俯足以蓄妻子，樂歲終身飽，凶年免於死亡」（十分な蓄えをもって父・母親を大切にして、妻子を養う。豊年では一年中食うことに困らず、凶年では死亡から逃がれることができるようにしなければならない）という。このような考え方は「民本」と「仁政」思想の中核をなしている。

儒教の大同思想は19世紀の末と本世紀の初期に中国古代の「社会主义思想」と賞賛されていた⁽¹⁰⁾。大同思想は、『礼記』の礼運という章に孔子とその弟子との会話の形で伝えられたものであり、その内容は以下の通りである。「大道之行也，天下為公，選賢與能，講信修睦。故人不獨親其親，不獨子其子，使老有所終，壯有所用，幼有所長，鰥・寡・孤獨・廢疾者皆有所養…」（眞実の道一すなわち大道が行われると、あらゆる人々がすべて公正になり、力のある者はとり上げられ、義は重んじられ、すべての人が親しくなる。人々は自分の親だけを大切にするのではなくて、また自分の子どもだけを子供と考えたりもせず、老人は余生を楽しく送ることができ、壮年の者は十分仕事ができ、幼い者は無事に育てられ、妻を失った男も、夫を失った女も、身寄りのない者も、身体障害者も、病気に罹ったものもみなよく世話をされる。…）。このような社会を大同社会というのである。孟子は孔子の大同社会をさらに具体化し、「人飢己飢，人溺己溺」（人が飢えれば、自分も飢えると思え、人がおぼれるならば自分もおぼれる思いをしなければならない）、このようにして「出入相友，守望相助，疾病相扶持，則百姓親睦」（出るも入るも互いに仲間となり、戦時は互いに助けあって、敵の防御をし、病気は互いに救い合うようにすれば、百姓はみな親しみ合い団結する）ということを「大同」思想とする（『孟子・滕文公』）。

（2）大同思想と「天下為公」

大同という理想的な社会と「天下為公」（天下を公と為す）思想はそれ以後の中国社会に大きな影響を及ぼしている。中国古代の農民革命、清末の変法維新⁽¹¹⁾または孫中山⁽¹²⁾の辛亥革命、現代中

国の目指す公有社会の目標にはいずれも大同思想の影響がみられる。勿論、「天下為公」は単に財産の所有制問題を論じる言葉ではなく、もっと広い意味での政治、社会と経済生活を論じている。とはいえ、「天下為公」は資産の私有化を否定し、公有化を主張していることが明らかである。

人と人との関係については、大同思想は自分の親だけでなく他人の親も大切にし、他人の子を自分の子と同じように大事にすること、信を講じ、睦を修むことを強調する。もしそうなれば、争いや戦いもなくなるとしている。またもし働く能力を持つ男に働き甲斐のある仕事を与えるならば、失業の問題も当然解決されることになる。同時に人々が自分のためだけではなく、人のためにも働くようになれば、人が人を搾取することが存在しない筈である。このように大同社会において家族の生活や性生活を除くすべての物が公有化され、階級もなければ人が人を搾取するようなこともない。人々の関係が平等と友愛の基礎の上に築き上げられる。このような社会において、「権謀術数はなく、盜賊は現れず、また、戸を開け放しておいたままでも安心していられる」。物質生活水準の向上は精神文明の発展につながるものとされている。

古代社会から18世紀にかけて西欧諸国の思想家たちは社会動乱の原因を常に物質生活の悪化と性的生活に対する人々の不満に求めてきた。これらの問題を解決する対策は儒教の大同思想から求めることができる。儒教の大同社会と古代ギリシャの哲学者プラトン（前427～前347）が提唱したユートピアの社会である「共産社会」が偶然にもほぼ同じ時期に出現した。しかし、大同社会とプラトンの「共産社会」の間に大きな違いがみられる。プラトンは古代ギリシャの社会が三つの社会階級で構成されるものとし、「共産社会」の適用対象者を上位の2階級に限定し、下位の第3階級に属する工（労働者）、商人階級をその適用対象者から除外した。三つの社会階級に入る資格さえ与えられていない奴隸階級は被搾取階級であり、当然「共産社会」に入ることが許されていなかった。搾取制度を認め、被搾取階級をその適用者から除外するプラトンの「共産社会」に対して儒教の大同社会は搾取制度を基本的に否定し、すべての国民をその適用対象者としている。しかも、プラトンは「一夫一妻制」を争いと嫉妬をもたらすものとし、「共産社会」において「共妻制」（妻の共有制）と子供の公有制を提唱し、これをもって人口問題を解決しようとした。これとは逆に儒教は男女平等を求め、人々がいずれも平等に幸福な生活を享受する権利をもつことを大同の目標としている。このように社会保障理念において東洋と西洋の相違点がみられ、大同社会が追い求める理想はユートピア社会の理想と比べて考えると対照的である⁽¹³⁾。

このように儒教は「民本」「仁政」を民心を獲得し、社会の安定を図るための基準とし、社会福祉事業に対する政府の積極的な介入を提唱し、国民が互いに助けあうことを「大同」社会達成の目標と位置付けている。このような考え方は社会保障制度の根幹をなす公的サービス福祉制度の運営原理と共通点をもっている。社会保障事業をもって社会の安定を図り、政権を維持することを目標とするのはいうまでもない。

(3) 墨家の兼愛思想と「交利論」

墨家を開いた墨子（前468～前376）⁽¹⁴⁾の思想の中核をなすのは「兼愛思想」である。兼愛思想は、家族愛を主体とする孔子と違う立場をとり、無差別平等の愛を目指すものである。儒教の家族愛や仁愛は何よりもまず血のつながりを重要視し、家族愛をベースにしてそれを家族から近隣へ、自分の家族から他の家族や国へと拡げていく、いわゆる差別の愛である。愛するということは墨子にとって愛の相手に利益を供与することであり、「兼相愛、交相利」（兼く愛して、交いに利する）のである。そして「相手に利益を供与することは自分のため」でもあり、その努力が必ずいつか報いられるものと考えられ、功利的な性格を濃く持つ思想として知られている。墨子は「天下之人皆相愛、強不執弱、衆不劫寡、富不侮貧、貴不敖賤、詐不欺愚」（天下の人々は互いに愛し合うべきである。強い者は弱い者を苛めず、大勢の者は少数者に乱暴せず、富める者は貧しい者を侮辱せず、身分の高い者は身分の低い者を馬鹿にせず、する賢い者は愚鈍な者を欺いてはならない）ことを諭す（『墨子・非樂編上』）。天下、万人を愛する「兼愛思想」の神髄を「有力者疾以助人、有財者勉以分人、有道者勧以教人。若此、則飢者得食、寒者得衣、乱者得治。…此安生生」（力のある者は自ら進んで人を助ける。富のある者は人に富を分けるように努力する。知識のある者は人を教え、学習を勧める。もし、飢える者は食べ物に困らず、寒さに震える者に衣服が与えられるならば、乱れる者は治められ、世の中も安泰になる）という教えから見て取ることができる。墨子は社会保障事業に対する政府の積極的介入を主張する儒教思想に反対し、「愛の心」を基礎とした博愛主義と互いに相手を利する相互扶助制度の確立に重点がおかれ、社会福祉と社会保障の基礎をなす社会性と同じ意味をもつ。

他方、墨子の「交利論」は兼愛思想と同じ意味をもつ。利の問題についても墨家と儒教は鮮明な対照を成している。儒教は利に関わる問題にあまり触れない。たとえ、触れたとしても利を倫理規範の側面から説き明し、倫理規範をもって利の意味を規定する。これとは逆に墨子は利をその哲学の理念、原則と位置付け、利をもって倫理規範を規定する。墨子のいう「利」は広い意味の利益であり、物質的な利益のほかに精神的な利益も含まれ、人々に役立つすべての物を「利」の範疇に含めるとする。利益をベースにして、個人の利益を全体の利益と結び付けることに「交利論」の特徴がみられる。墨子によれば、「人を利すれば、己れも利する。人を損なえば己れも損なう。人々が互いに相手に害を与えることなくなれば、天下の災い、妬み、恨みも自然になくなる」ことを諭す。「交利論」は氏族制社会の束縛を脱して自立を図ろうとする小生産者階級を適用対象とし、小規模生産を支える相互補完関係と相互依存関係の維持を理論的な基礎とした。相互依存関係をベースに形成された墨子の交利論はかつての奴隸社会になかった新しい生産形態を代弁している。

アダム・スミス（Adam Smith, 1723～1790年）の『國富論』も交利思想を論じている。アダ

ム・スミスは個人の利益を重視する立場から出発し、個人利益の達成が相互利益の達成につながり、国富の増加に役立つものとした。墨子の交利論はアダム・スミスの交利思想と逆の立場を探り、個人の利益より、相互の利益を重視し、相互の利益が実現されてはじめて、己れの利益も実現できるものと考える。労働者階級と支配者階級の利害関係が基本的に違っている社会において、アダム・スミスと墨子の交利思想のいずれも実現することができないが、相互利益を重視する墨子の「交利論」は個人利益を重視するアダム・スミスの「交利思想」と強い対照をなしている⁽¹⁵⁾。

(4) 墨家の休息権利

墨子思想の中で特筆すべきことは国民の休息を重視することである。墨子は「民衆には心配事が三つあるという。飢えていても食物が得られず、寒さに震えても衣服が得られず、疲労が激しくても休息が得られないこと」がそれであり、「飢える者に食べ物を与え、寒さに震える者に衣服を与え、働く者に休みをあたえるべきだ」ということを指摘した(『墨子・非樂編上』)。労働大衆の不幸を直接論ずる古代中国の思想家は少ない。休みがとれないことを飢餓、寒冷と同様に論じた古代の思想家は恐らく墨子だけであろう。墨子以後の思想家、例えば、商鞅は「勞而求息」(働いて休息を求める)を、荀況は「勞而欲息」(働いて休息を欲しがる)をそれぞれ指摘したことがある。しかしこれはいずれも個人の生理要求を満たすために休むことの重要性を論じたにすぎない。墨子は違う。彼は飢餓と寒冷に反対する貧しい人々の要求に現代でいう休息の権利を付け加え、奴隸制度が崩壊した要因の一つを「百姓苦其勞」(大衆の苦しみは労働の厳しさにある)に求めた(『墨子・魯問』)。また労働大衆の病気をもたらした原因も休めないことにあるとした(『墨子・公孟』)。つまり、墨子は休息の重要性を国家の存亡と国民の健康維持に関わる重要な問題だという高いレベルに引上げ、国家の安定を図り、国民の健康を維持するためにまず働く者の休息権を守らなければならないことを指摘した。墨子がそれ以後の古代思想家と異なっている点はやはり働く者の利益を保護することにある。このことはまた、万人をひろく愛せよという墨子の兼愛の思想に起因するものであった。墨子が著しく低い身分の出身であり、自ら労働生産に参加し、社会の最底辺をなす奴隸階級のことをよく知っていることが兼愛の思想を生み出す源流ではないかと思われる⁽¹⁶⁾。

(5) 道家の「貴己論」「無為」思想と「知足論」

この世界と個人を支配する原理、法則を追及しようとした古代中国の思想家たちを後世、一括して「道家」と呼んでいる。そして道家の代表として中国の思想界に大きな足跡を残したのが楊朱、老子、莊子である。楊朱(前400～前335)は道家早期の代表人物であり、楊朱学派は当時儒家と並んでいるほど大きな勢力を持っていた⁽¹⁷⁾。楊朱学派は、人間が追及するのは個人的利益

にすぎず、また、人間にとって確かなものは自分自身であることから、「貴己論」（己を尊ぶ）または「為我論」（己のため）を唱えた。楊朱は「人々は自分自身の貴賤、榮辱を知らない。己れこそは眞実を知る貴い者である」とし、「一生を全うするにはまず自分自身を全うする。それがゆえに己を大事にしなければならない」と考える（『列子・楊朱編』）。「貴己論」は儒教の「天下為公」思想と墨子の兼愛思想と真っ向から対立し極端な個人主義、為我主義を主張する。但し、「貴己論」は決して孟子が批判したように「一毛を抜きて天下を利するも為さざるなり」といった個人主義に徹したものではない。むしろ個々人が己の生命肉体を大事にすることにこそ価値があり、そうすることによって天下も自ら治まることを論じている。

老子⁽¹⁸⁾の「無為而治」（無為による治理）は「貴己論」と同様に政府の役割を否定し、個人の自由を強く主張している。老子は、天地万物の変化、社会人事の興亡を通じてそこに一定の通則を見出だした。それは例えば、有無、生死、高下、強弱などのように矛盾対立するものの相互依存（有があるから無がある）と相互転化（有は無に、無は有に転じようとする）の法則である。宇宙万物は対立するもろもろの関係の相互転化の過程が無限に反復することによって絶えざる生々変化を示す。この現象の背後にひそむ本体は「道」と呼ばれる。道は人間の知覚を超越した「無」としかいいようのないある物である。無為の思想を「故聖人雲、我無為而民自化、我好静而民自正、我無事而民自富、我無裕而民自撲」（聖人は言う。“私は行動しない”それゆえ、人民はおのずから教化され、私が静寂を愛すれば、人民はおのずから正しい道をいく。私が手出しをしなければ、人民はおのずから富み栄え、私が欲望をなくしていれば、人民はおのずから簡素になろう）から窺い知ることができる（『老子・下編第57章』）。「無為」の本来の意味は作為をしないことをいう。しかし、無為は決してなにもしないことではなく、無の働き、つまり「道」の法則に従えば、「有」が生まれることを意味する。老子は社会の活動を含む社会福祉に対する政府の干渉に反対し、事柄の変化を自然のままに任せていけばいずれかが問題解決の道を見付けるだろうと考え、人々の欲望を「無欲」にまで減らさなければならないとしている⁽¹⁹⁾。

「知足論」は老子の代表的な教えである。老子は、「知足不辱、知止不殆、可以長久」（“どの程度で”満足すべきことを知れば屈辱を免れ、“どこかで”止まるべきかを知れば危険に出会わない。“そうすれば”いつまでも持ち堪えられる）（『老子・下編第44章』）ことを諭し、「罪莫大於多欲、禍莫大於不知足」（欲望が多すぎることほど大きな罪悪はなく、満足することを知らないほど大きな災いはない）（『老子・下編第46章』）とし、貪欲で飽くことを知らない貴族階級を厳しく批判した。

莊子⁽²⁰⁾は「上必無為而用天下。下必有為為天下用、此不易之道也」（上“にある君主”は必ず無為のままに、天下を自在に駆使するし、下“にある臣下”は必ず有為の立場に立ち、天下のために駆使されなければならない。これは不变の道である）を「無為」思想と位置づける（『莊子・

天道編』)。莊子は、君主は無為自然の政治をしなければならないことを主張し、政府の干渉に反対する一方、臣下は有為で積極的に政治の雑務を処理しなければならないことを主張し、一種の分業説を唱えているようである(大河内一男等編『世界名著4、老子・莊子』中央公論、昭和54年版)。『史記』によれば、「“無為”は作為をしないことではあるが、それがゆえに“無不為”(なんでもやる)なのである。その術は“虚無”(なにもない)を根本とし“因循”(自然のままに動いていく)を作用している」。要するに老子は「社会保障事業」などの経済活動を個々人の責任に任せるべきだとしている。この考えは現代の福祉国家を批判する諸学説や市場経済の自由放任主義原則とも共通する点を持っているようである。

第2節 古代中国の社会保障政策と社会保障制度の変遷

1. 古代中国の代表的な社会保障政策と制度

以上、我々は中国代表の三大思想、つまり儒教思想、墨家思想、道教思想を通じて古代中国における社会保障理念の変化およびその特色を検討し、その共通点と相違点を明らかにした。以下ではこのような社会保障理念に基づいて古代中国がどのような社会保障政策を打ち出し、社会保障制度を設立したのかを検討したい。

ご承知のように漢王朝以降、儒教は国教として中国の社会で「独尊」的な位置を占めてきている。そのため、儒教は古代中国の社会保障制度に大きな影響を与えている。そして中央集権型社会、政治体制を維持する立場から古代中国では、社会福利制度はその設立の段階から、政府の行為とみられ、政府は人口増殖政策、移民促進政策、または豊年に食糧を蓄えて凶年を補うための常平倉制度などの社会政策と社会保障制度を通じて社会福祉事業に積極的に介入してきた(表2)。

表2は年代順に古代中国で実施してきた主要な社会政策と社会福祉制度を要約したものである。ここでは、その代表的な政策と制度について考える。

(1) 越王勾践の臥薪嘗胆と人口増殖政策

越王勾践⁽²¹⁾の臥薪嘗胆の物語は日本でもよく知られている。しかし、越の国を復興させるための「十年生聚・十年教訓」計画に代表される人口増殖政策についてはあまり知られていないようである。春秋の時に中国の華東地域に位置する越(都は今の浙江省紹興市)と呉(都は今の江蘇省蘇州市)の両国は長年にわたって戦いを続けられてきた。呉との戦いに破れた越王勾践は国を守るために自ら妻と大夫(大臣)範蠡を連れて呉に赴き呉王夫差のために3年間も馬を飼うなどの労役に服した。勾践の「誠意」に感動した夫差は勾践を越に返した。一命を助けられた勾践は帰国後、毎夜堅い薪の上に寝て、しかも食事や寝る前に必ず苦い肝を嘗める(臥薪嘗胆)こと

表2 古代中国の社会保障政策と社会福祉制度

提唱者	政策・措置	内 容 概 要
越王勾践	人口増加政策 (春秋戦国時代)	①壮年男子は老婦と結婚してはならない。 ②乳離れした乳児を公医は世話をし、配慮する。 ③男児が生まれた際に酒を2本、犬を一匹獎励し、 女児には酒を2本、豚を一頭獎励する。 ④双子の場合は食料の補助を受け、三つ子の場合は 官府は乳母を雇い育児に協力する。
墨子	人口増加措置 (春秋戦国時代)	①早婚を獎励。妾を囮むことを禁止。 ②非攻(戦争に反対)、減税免税措置。 ③節葬、非樂、勤儉節用を提唱。
商鞅	移民促進政策 (春秋後期)	①中国初の人口登記と人口調査を実施する。 ②移民優遇措置(畠と住居の提供等)を実施。
耿寿昌	常平倉制度 (東漢時代)	①「常平倉制度」を提唱する。 ②東漢明帝王朝で常平倉制度を全国に普及した
董煟	救済活民政策 (南宋時代)	①『救荒活民書』を発表した。 ②常平倉、義倉等20項目の救済措置を提唱した。

出所：越王勾践は『国語・越語』、墨子は『墨子・節上用』、商革央『商君書・算地』、耿寿昌『漢書・宣帝紀』、董火胃『救済活民書』により作成。

によって敗戦の辱めを思い忘れることはなかった。勾践は十年間の時間をかけて生育を獎励し、財福や物質を聚め、さらに十年間の時間で教育を強化し、軍隊を訓練して呉と戦おうとする「十年生聚・十年教訓」という復興計画を打ち立てた⁽²²⁾。「十年生聚」計画の中で、越王勾践は一連の具体的な人口増殖措置を実施した。

①壮年男子は老婦と結婚してはならず、老年男子は中年の女性を妻にしてはならないこと、②女子が17歳、男子が20歳で結婚しない場合は、その責任を親は負うこと、③乳児が乳離れした時に政府に届ければ、政府は公医を派遣し、その面倒をみること、④男の子が生まれた時に酒2本と犬一匹を贈呈し、女の子が生まれた時に酒2本と豚一頭を贈呈すること、⑤双子の場合は食糧の補助を受け、三つ子の場合は政府は代わりに乳母を雇うこと、⑥長男が死亡すればその親に対して3年間の労役を免除し、次男が死亡すれば3ヵ月の労役を免除する。次男の葬式は長男の葬式と同じように盛大に営まなければならないこと、⑦男の家長(世帯主)がいない世帯または男の家長がいるものの、病気で扶養能力がない場合は、政府はその子供を扶養すること、⑧才能のある子供を優遇し、衣食住のほかに教育費も免除すること、⑨外国人の帰化を獎励することなどがそれである(『国語・越語』)。これらの政策から分かるように、①～②の政策は現代の家族計画に似通っており、③～⑤の措置は母子保健制度や生活補助金制度と共通するところがある。⑥の政策は長男が家を受け継ぐという当時の社会的慣習を配慮に入れた措置である。次男の葬式を長男と同じように盛大に営むことは男性の社会的地位を表している。⑦の措置は現代の社会救

济制度と共通点をもっている。これらの措置のうち、例えば、实物支給という育児出産奨励方法は、1950年に公布された中国初の『労働保険条例』にも受け継がれている。「十年生聚・十年教訓」の復興計画が成功した越国は、経済力と軍事力がともに急速に発展し、越王勾践はついに呉王夫差を大敗せしめ、滅ぼしたのである。越国の勝利は臥薪嘗胆で刻苦奮闘する越王勾践とかれが実施するこの一連の政策と切り離して考えることができない。また、いまから2000年前に中国にすでにこれほど具体的な社会保障制度が実施されたこと自体は注目に値する。

(2) 墨子の人口増殖措置

戦争のために人口を増やす越王勾践の人口増殖政策と違って、墨子は戦争に反対し、経済発展の角度から人口増殖の措置を提案した。人口問題を経済発展との関連で論じた古代思想家は墨子が始めてである。墨子は実際生産労働に参加した経験から中国古代の農業問題が土地と人口のバランスがとれていないことを指摘し、この問題を解決するために生産活動を重視し、勤儉節用の重要性を強調する。同時にかれは経済発展と人口の増加を阻害する要因を、①晩婚晚育、②正夫人以外の女性—妾を囲む社会風習、③諸侯が起こした戦争、④重い租税、⑤盛大かつ長期にわたる葬式—などに求め、①早婚早育の奨励、②妾を囲む風習の廃止、③戦争に反対する非攻の提唱、④租税の減免、⑤節葬等—経済発展と人口増加を図るための具体措置を提唱した。

墨子は早婚早育こそは、人口を速く増やす方法だと考える。墨子は、「聖王は“男性は20歳になれば結婚して、家を構えなければならない、女性は15歳になれば、嫁に行かなければならない”という規則をつくった」。しかし、今は「早く結婚したい男性は20歳で結婚し、遅く結婚したい男性は40歳になって、やっと結婚する。早婚と晚婚の時期を平均すれば、結婚年齢は30歳で、聖王が決めた結婚適例年齢より10年も遅れる。もし、すべての人が結婚したのち、3年ごとに子供を一人生めば、10年で2~3人の子供が生まれる。…民衆を早く結婚させるならば、人口を2倍に増やすことができる」(『墨子・節用編上』)とする。

墨子は妾を囲む当時の社会風習に断固として反対し、人々は平等に性生活を持つことが「天壤之情」(天と地の情)に適うものであり、富裕階級が独占すべきものではないことを主張する。「正夫人以外の女性を大国の君主が千人を、小国の君主が百人をそれぞれ独り占めにしたので、一般の国民は結婚したくても結婚することができない。そのため人口も減少する」(『墨子・辞過編』)と墨子は妾を囲む社会風習が人口の減少と国の衰退につながることを指摘した。人口減少に及ぼす戦争の影響について、墨子は次の二つの要因を取り上げた。一つは、「軍を起こして隣国を攻撃するならば、数千人から数万人を動員し」、「多くの人々は戦争によって命を失うことになる」(『墨子・節用編上』)。もう一つは、戦争は間接的に人口を減らす機能を持つことである。つまり、戦争が長く続ければ「男と女が久しく会えないため、人口が減る」のである(『墨子・節

用編上』)。墨子は戦争を止めれば人口が増えると考える。重い租税と盛大な葬式も人口減少につながるものとして墨子は反対し、租税負担の軽減、葬式の節約(節葬)を提唱する。

(3) 商鞅の移民優遇政策

商鞅(前390～前338年)⁽²³⁾はもともと衛の公族なので、衛鞅とも呼ばれる。秦の孝公に仕えてから功績を認め、商於など15ヶ所の都市を領地に授かり、列侯に封じられ、商君と呼ばれる身になった。商鞅は秦の宰相として、世に商鞅変法といわれる思い切った一連の政治、経済改革を断行し、これまでにいわば三流国家にすぎなかった秦を「強い兵を持ち、諸侯に恐れられる」超大国に築き上げた(『戦国策・秦策』)。商鞅が行った一連の富国強兵政策のうち、特に移民優遇政策が重要である。商鞅は秦で始めての全国規模の人口調査を行い、人口の出生と死亡登録を行った。しかし、かれは勾践、墨子のように、早婚早育、出生の奨励等いわゆる人口の自然増加奨励政策を人口政策の中心にしなかった。人口の自然増加には長い期間が必要だからである。かれは外国からの移民を優遇する政策をもって、人口を増やそうとした。当時、土地が広くて、人口が少ない秦には外国人を受け入れる環境が整備されているのに対して、秦の周辺諸国、韓と魏の国はいずれも土地が狭くて、人口が多いという問題を抱えていた。韓と魏の国民、中でも特に農民を優先的に受け入れることによって、秦の農民人口を増やし、農業生産の増加と徴兵制度の実施に役立つだけでなく、韓と魏の農民人口を減らし、農業生産と徴兵に打撃を与えるという目的も達成することができるとされている。商鞅は①畠と住居の提供、②三世帯に及ぶ労役の免除など移民を優遇する政策を実施し、秦の人口増加と政権の強化に役立てた。

(4) 耿寿昌の常平倉制度

耿寿昌(生没年不詳)は、古代中国の數学者である。漢の宣帝(前73～前49年)の大司農中臣を務めた頃、常平倉制度を提案した。政府は市場原理に基づいて、豊作の時に食糧を大量に安く購入し、凶作の時に貯蓄した食糧を放出することによって、食糧の価格と市場を安定させるのが常平倉制度創設の目的である(『漢書・宣帝紀』)。東漢の明帝永平5年(西暦62年)に常平倉制度が全国の郡、県にも広げられ、社会救済制度として活用されるようになった。

(5) 董煟の救荒活民策

秦の時代から、各国は種々様々な救貧、救荒措置を実施してきた。しかし、これらの措置の多くは地域限定の政策であり、しかも、特定の目的に基づいて、採られた一時的な政策がほとんどであった。そのためこれらの政策を系統的に研究したことは少ない。董煟(約12世紀)はこの問題に気付き、『救荒活民書』を発表し、今まで中国各地で実施してきた救貧、救荒政策を系

統的にまとめた上、社会福祉政策作成の原則を定めた⁽²⁴⁾。同書は三部で構成される。第一部は、宋王朝前の歴代王朝が実施した救貧、救済措置を論述する。第二部は、彼自身が考案した救貧、救済措置を説明し、第三部は、救貧、救済に関する宋王朝の学説を紹介するものである。ここでは主に第二部を中心に董煟の救貧、救済措置の特徴をみる。董煟は20項目にも上る救貧、救済措置を提唱し、なかでも特に常平倉、義倉、勸分（配分の勧告）など5項目を中心に救貧、救済政策の必要性を詳しく説明した（董煟『救荒活民書』）。常平倉については、かれは李悝（約前450～前390年、法家の創設者）の政策を参考にして豊作の状況に応じて、食糧徵収、貯蓄の数量を決めるなどを提唱する。そして、①豊作の時に市場価格を下回る低い値段で食糧を大量に買い入れて貯蓄し、凶作の時にそれを放出して市場価格を安定させること、②地方政府による食糧独占の状況を改め、余ったところの食糧を足りないところに流通させ、そのアンバランス状態を改善すること、③災害救助、救済の重点を農村におくことなどを提案した。地方政府が運営する「養倉」については①養倉を都市部より農村に設置し農村、山間地域の貧困者を重点的に救済すること、②食糧のうち、特に流通性のある米を救済物質として活用するなどの措置を提案した。

救貧、災害救助政策はこれまでに被災民の救助に重点がおかれた。これに対して、董煟は被災民の救助より、市場の価格メカニズムを導入し、市場との関連で社会救済政策を論じたことに特徴がある。彼は被災民への救済を通じて、金を儲けたいという食糧商人の心理状態を利用し、それを災害救助の手段に活用しようとした。

2. 古代中国の社会保障制度

（1）社会救済を目的とする「常平倉」「養倉」「社倉」制度

社会救済を目的に中央政府の管轄下におかれた「常平倉」と名付ける倉入れ制度が東漢の明帝時代から中国に広がっていった。隋王朝（581～618年）になれば、地方政府が運営する「養倉」制度が導入された。さらに南宋時代から、末端の行政機構である社区が管理し、居住民が加入し、一定の社会性をもつ「社倉」制度も生まれた。このように「常平倉」を中心にして、「養倉」「社倉」が「常平倉」を補完する形で、全国的な社会救済のネットワークが形成され、社会救済活動を行う上で、大きな役割を果たした。

（2）慈善施与活動と「悲田院」「福田院」「普濟堂」制度

「養倉」「社倉」制度のほかに古代中国では貧困救済、身寄りのない老人や幼い子供を収容、養育するための慈善施与活動も各地で行われてきた。最も歴史が古いのは南北朝の「六疾館」と「孤独園」である。しかし、とくに名が知られるのは唐王朝と宋王朝に出現した「悲田院」または「悲田養病坊」である。「悲田養病坊」は最初仏教の寺院によって運営されていたが、その後、

官府に移管された。官府はそれを地方の名士に委託する形で、運営させ「悲田院」を「福田院」または「居養院」に改称した。「福田院」は主に貧民や被災民を救済するための施設である。清王朝になれば、「普濟堂」という孤独老人を救済対象とする施設が創設され、老弱者、或いは病気にかかって扶養者のない者が多く収容されていた。堂内は男女は別堂で自治制をとっていた。堂内の処遇も細かく定められ、管理者や従事者の仕事の区分もされていたという。

(3) 医療制度と「安樂坊」

医療制度については、歴史が最も古いのは北宋の時代に蘇軾氏⁽²⁵⁾が個人の寄付金を利用して、設立した無料診療所—「安樂坊」である。元王朝になれば、政府が管理し、医療救済サービスを供給する「惠民藥局」が多く設置されるようになった。

欧米諸国との比較でみれば、同じ農業社会の中でも、古代中国において「常平倉」「養倉」を中心に運営される社会救済制度、「六疾館」「悲田院」に代表される慈善事業はかなり整備されており、教会や修道院を中心に運営する慈善施与活動、貧民救済活動、封建領主を中心に古代欧洲の荘園が実施する荘園福祉制度より、少なくとも数百年以上長い歴史を持っている。しかも、古代中国の社会救済制度および社会救済機構がいずれも中央政府の管轄下におかれることにその特徴がみられる。儒教の大同思想や墨家の「兼愛」思想に代表される古代中国の社会保障理念が数千年にわたって受け継がれてきたのである。政府の積極的関与を強調する中国の社会保障の理念は、個人の権利を重視し、国家の義務をあまり強調しない欧米諸国の社会保障の理念と基本的に異なっている。その背景に社会保障政策と社会保障制度を社会の安定を図り、中央集権政治を強化する手段と位置付けられ、国家のコントロール下におかれる社会保障制度の確立を目標とする儒教の社会保障理念があるからである。

第3節 近代中国の「援助型」社会保障思想の形成

1. 儒教思想をベースとした近代中国の社会保障思想

近代では、中国の社会保障思想は儒教思想の伝統を受け継ぐ一方、他方、民主主義革命と欧米の社会保障思想の影響を強く受けて、徐々に中国独特の「援助型」社会保障思想を形成した。近代中国の社会保障思想のうち、特に孫中山先生が提出した「平均地權」（地權の平均）と「節制資本」（資本の規制）を重点とする「民主主義」及び「民族・民權・民生」を特徴付けた「三民主義」が重要である。「民主主義」および「三民主義」に示される社会保障理念は、いずれも儒教の社会保障理念を超えたものである。さらに孫中山は晩年、社会主义思想の影響を受けて新「三民主義」を提起した⁽²⁶⁾。新「三民主義」を1923年に国共合作の時期に公布された国民党政治

綱領から窺い知ることができる。社会保障思想との関連でみれば、孫中山は「欧米経済の患は不平等にある。不平等になれば、争いが生じる。中国の患は貧困にある。貧困になればその貧困を脱出し富みを求めるように努めなければならない」と近代中国の諸問題の発生要因を貧困に求め、「ただたとえ富を手に入れたとしても、富配分のバランスがとれなければ、争いから逃れることができない。それがゆえに、患をいかに未然に防ぐかを考える必要がある。欧米を鑑とし、社会の均等発展を謀めるように努めるとともに社会経済に関するすべての問題についてその適切な解決を図るように努めなければならない」⁽²⁷⁾ことを指摘し、富の再配分と社会の平等を追及することを貧困から脱却する対策と位置付けた。

孫中山の「均等地権」の思想は、中国の歴史において度々発生した農民蜂起で掲げる「地権帰民」（地権を民に帰す）、「貴賤を等しく、貧富を均す」というスローガンの思想と源を一つにしている。特に1853年に都を南京に定め、周辺17ヶ所の省にその勢力を延ばし、600ヶ所以上の都市を攻略して支配下においていた洪秀全（1813～1864年）の「太平天国」も土地を均分することを原則とする『天朝田畠制度』を公布し、儒教思想に反対し、男女平等を主張した⁽²⁸⁾。世界一の人口超大国一中国の社会では「均富」（平等に富みを得る）、「平等」は常に国民が追い求める最高の目標であり、このような考え方が社会保障制度に現れるのも、当然のことであろう。

しかし残念ながら、国民党支配下の中国では、孫中山の「均等地権」や三民主義の思想を実行に移すことができなかった。当時の社会的、経済的な制約により、新三民主主義思想を実施する基礎さえ中国になかったからである。そのため、近代中国は「援助型」社会福祉思想の枠組みを乗り越えて、三民主義を基礎とした「制度型」社会保障制度を構築する機会を失っていた。国民党支配下の中国には社会福祉事業が存在していないわけではなかったが、当時の社会福祉事業は封建社会から残ってきた社会福祉施設、たとえば「普濟堂」が運営する社会福祉事業に限定され、全国民を対象とする制度型社会保障制度を確立することができなかった。

2. 援助型社会改良運動の展開

上述のように、欧米諸国の中華社会学理論と方法論が中国に伝わったのが1920年代以後のことである。社会学理論の伝来とともに欧米諸国の中華援助型社会保障思想も中国に伝來した。1911年に歩濟時氏は北京で「北京社会服務俱楽部」を設置し、貧困状態におかれの北京の市民を援助する活動を展開していた。また1921年に燕京大学（現北京大学）に社会学系（学部）が新設され、1929年に社会学系を社会学と社会工作系に拡大した。社会学系の先生と学生は社会調査を開始し、貧困状態の把握に努めた。そして彼等を中心に一部の知識人は中国で、「郷村（農村）建設運動」を推進していた。この運動の中で梁瀬溟氏を代表とする「郷村建設派」と晏陽初氏を代表とする「平民教育促進派」が特に有名であった。農村建設を推進し、社会地位の低い人々に

も教育の機会を与えるために彼らは東山省鄧平と河北定県で農民を対象とする教育事業の実験を行った。これらの実験は日本で行われていた「新しき村の建設運動」と似通っている。しかし、当時の社会環境は極めて悪い。中国の知識人が行った社会改良の試みはいずれも実質的な効果を収めることができなかなった。

3. 外国慈善団体の社会救済活動

中国の対外開放について、外国の教会と慈善団体も中国に進出し、中国支部を設置し、布教活動とともに慈善施与活動を行うようになった。教会組織の中で最も代表的な団体はキリスト教青年会（YMCA）である。中国 YMCA 同盟は「会員の人格向上を図り、奉仕の精神を養い、全世界の友とともにキリスト教の理想を表す社会を建設すること」をスローガンに大衆教育の普及運動、青年教育事業を展開すると同時に社会福祉事業、救済活動なども行っていた。1930～40 年代には、アメリカの慈善団体、例えば、赤十字会、救世軍などの団体は中国で大規模な貧民救済、援助活動に参加した。これらの外国の慈善団体や教会組織は援助型善举をもって中国の社会問題を解決しようと意気込んでいた。しかし、まもなくかれらは、中国の社会問題があまりにも複雑であり、外国の慈善家の手によって解決できる問題ではないことに気付いたのである⁽²⁹⁾。

近代中国では、援助型社会福祉思想は終始一貫主導的な位置を占めてきた。しかし、官僚政府の腐敗、長年にわたる国内戦争の影響、毎年のように発生する自然災害といった歴史的条件の下では全国的な援助型社会福祉制度を確立することができなかった。

第4節 現代中国の「援助型」福利思想の形成と実践

1. 援助型福祉思想の形成

1949 年 10 月 1 日に成立された新中国は直ぐ未曾有の水害に見舞われた。長江、淮河、漢水流域の 16 カ所の省と地域は洪水に襲われ、被災人口が 4500 万人以上に達した。中国の大、中都市に戦争難民と被災難民が満ち溢れていた。また、旧中国は新中国に 400 万人以上の失業者を残した。1950 年には中国の失業者は都市従業員総数の 50% を占めているほどであった。したがって被災民、戦争難民および失業者の生活をいかに保障し、救済活動をどのように行うかは新政府にとって解決を迫られる難題であった。新政府はまず国民党政府や地方の名士が経営する救済院、慈善堂及び外国の教会などが設置した社会救済、福祉施設を接收し、同時に被災民、難民の「生産による自助」を目指すための難民収容施設と都市貧困者を主体とする生産組織を数多く設置した。これらの組織機構は後に「救済福利单位」（部門）に改称した。1953 年末現在、都市部だけでも 920 カ所の救済福祉施設が設置されたのである⁽³⁰⁾。このように解放初期の中国では、多く

の「弱者」を抱えているため、伝統的な社会保障理念を採らざるを得ない。この理念に基づく社会救済、援助活動は当時唯一の選択であり、社会保障事業の主体となっていた。

被災民、難民の救済、援助に努める一方、政府は失業対策として旧中国の残した官僚資本主義企業の従業員、そして国民党政府の軍隊と政府関係者に対して、「すべてを受け入れる」という方法を採り、企業倒産による失業者の急増を避けるために私営工商業者を対象とする扶助政策を実施した。また、生産の必要に応じて従業員を採用したり、転職のための職業訓練所などを設置するなどして失業問題の解決に全力を尽くした。経済復興とともに経済成長は雇用を創出し、失業問題の解決に役立っている。このようにして中国は1958年までに400万人の失業問題を解決し、世界に向けて「中国に失業問題が存在しない」ことを宣言した⁽³¹⁾。

2. 社会福利事業と社会保険事業の分離

1951年に中国は、財政状態が極めて厳しい時期にソ連型社会保障制度を参考にし、40年代の後半から東北解放区の企業で実施してきた労働保険制度を踏まえた上で、『中華人民共和国労働保険条例』（以下「労働保険条例」と略す）を公布し、中国初の本格的な社会保険制度を創設した。「労働保険条例」の実施は、中国の援助型社会福祉制度が制度型社会福祉制度へ移行することを意味する。また、「労働保険条例」の実施によって社会保険事業は社会福祉事業から分離され、単独の制度として運営されるようになった。

さらに、社会福祉制度の改革にともない、社会福祉事業は「企業福祉事業」と「社会福祉事業」に分けられた。企業福祉事業は、さらに①従業員生活の便利さをはかり、家事負担を軽減するための集団福祉施設（従業員食堂、託児所、幼稚園、浴室など）、②従業員の生活保障に関する企業福祉補助金制度（交通補助金なども含む）、③従業員の文化活動などを促進するための文化体育施設（例えば、工人文化宮、倶楽部、図書館など）の3形態に細分され、徐々に整備されてきた。政府が運営する社会福祉制度は、主に企業福祉制度や農村集団福祉制度の適用対象から除外される者を対象とするが、その適用対象には「三無人口（身寄りのいない者、労働力を失った者、生活収入のない者）」と傷病軍人などが含まれる。このようにして社会保障制度、社会福祉制度、社会保険制度の三大制度は1950年以後、徐々に形成され、その中心を成すのが社会保険制度である。

結びに変えて：大同理念を受け継ぐ中国の社会保障理念

以上、われわれは中国古代から近代にかけて、中国における社会保障思想と社会保障制度の生成と変遷の歴史をみてきた。もちろん、4千年の歴史を持つ中国の社会福祉思想は、この一本の

論文で解明することができない。それでも我々は以上の考察を通じて、中国古代の社会福祉思想と社会福祉制度の流れをある程度把握することができると思われる。そして、以上の検討を通じて我々は以下のことを確認することができた。まず、中国の社会保障、福祉の概念定義およびその性格について次のことを確認した。

社会道徳倫理として、福祉 歴史的には福祉は通常、道徳倫理を含む説教として使われ一種の社会通念として解釈されていた。社会福祉という概念は確かに外国から中国に伝わったものではあるが、この用語の持つ「理想化された桃源郷」の意味は今から2000年前の周王朝にすでに出現し、また儒教、墨家、道教によってこの道徳倫理が福祉思想に昇華されたのである。社会倫理としての福祉は、古代中国では価値観として定着され、個人・家庭・君主の行為を規定する基準、規範となっている。儒教の「民本」「仁政」「大同」、墨家の「兼愛思想」「交利主義」などがよい例である。古代中国の社会倫理のうち、とくに儒教の「仁政」「大同」思想は現代中国の援助型社会福祉制度に大きな影響を及ぼし、西洋文化と違う東洋文化の真髓を形成し、日本を含む東アジア諸国社会福祉思想の形成に大きな影響を与えたに違いない。現代中国の社会道徳倫理は、古代中国の影響を受けながらも、西洋の道徳倫理をも吸収し、新しい社会道徳倫理となっている。

社会実践としての福祉 福祉の道徳倫理は古代中国では単に理念の段階に止まっていた。むしろ、社会実践として重要視されている。実用性を重視する点において、東洋と西洋の道徳倫理の違いが見られる。福祉の道徳倫理を制度化したのが社会福祉制度または社会保障制度である。そのため現代では、福祉は社会道徳倫理よりもむしろ、具体的な公的サービスまたは社会福祉制度として解釈される。社会福祉制度はその他の社会制度と同様に決して突然に現れたものではない。その国のおかれている社会的現実性と需要性を反映し、歴史と現在の道徳倫理、社会通念、社会慣習、法規を踏まえた上で設立されたものである。したがって、社会実践としての福祉制度の基礎をなす基本原則や実施方式または定義は国によって異なるが、共通するところもある。現行の社会福祉制度または社会保障制度を検討するにあたって、我々は社会保障制度に及ぼす歴史的影響のほかに現状についても理解することが必要である。

他方、古代中国の社会福祉制度に以下の特色がみられる。

第1に、欧米諸国と違って中国の社会福祉制度はその設立の時から政府行為として位置付けられ、政府は終始社会福祉制度を直接管理、運営してきた。しかも、地方政府より、中央政府に権限が集中され、上から下へと社会政策の作成、実施のプロセスがみられる。

第2は、第1とも関連するが、古代中国の社会福祉制度は単に道徳倫理を実践し、社会救済を行う制度だけではない。政権を強化する手段として、活用することにその特色がある。特に春秋戦国時代から君主は政治権力を近隣諸国に延ばすために戦争を組織してきたが、人口増殖政策、移民促進政策を中心とする人口、労働力保護政策、早婚、早産、多産を奨励する母子保健措置、

戦死者を優遇する福祉政策と福祉制度は戦争を推進し、政権を強化する手段として活用されているという側面を持っている。

第3に、宗教の色彩を持つ欧米諸国の福祉道德理念と違って、中国の社会福祉理念は強い人本主義の性格を持ち、他人の立場に立って、その苦しみを考えるべきことを強調する。しかも、一部の人ではなくすべての国民を受益者対象とすることにその特色がある。

第4に、中国の家族道徳の規範は万民の主である天子を手本として、為政者の「仁政」を求める。家族道徳の規範を為政者に求める習慣は欧米社会にあまりみられない。

このように社会福祉制度、社会保障制度が関係する分野があまりにも多い。社会政策だけでなく、政治学、経済学、歴史学、社会学など数多くの分野と深い関わりを持っている。しかし、中国に社会保障学科を設ける大学がまだ少ない。広域社会科学としての社会保障制度をどのように研究すればよいのかは中国にとって新しい課題でもある。

注釈と参考文献

- (1) 1880～1901年に英語から直接中国語に翻訳された経済関係の専門書はそれほど多くはなかったのである。『富国養民策』(海關總稅務司、1886年出版、W. S. Jevonsの『Primer of Political Economy』1873年版)、『原富』(巖復訳、Adam Smith『The Wealth of Nations』1902年出版)などがその代表作である。しかし、訳者のいずれも経済学の専門家ではない。中国既存の経済術語と伝統的な表現様式が多く使われてきた。そのため、本来の意味と違い、西洋の文化、経済思想を中国に正しく伝えることができなかった。1902年以後、経済学に関する著作が多く出版されるようになった。その多くは、日本で留学した中国人留学生の翻訳書である。かれらは日本語の訳書を中国語に訳し、西洋の経済学思想を中国に伝達する上で、大きな役割を果たした。「富国学」「理财学」「生計学」等の中国語風の訳語が「経済学」という日本語訳語にとって代わり、社会科学関連の専門用語は日本から中国に逆輸入されるようになった。さらに辛亥革命前に、中国の学校の経済学科は直接日本から導入された教科書を使用し、日本という窓口を通じて、中国人は西洋の文化思想を吸収していた。
- (2) 胡寄窓著『中国経済思想史簡編』立信会計出版社、1997年版、3頁。
- (3) マルクス『資本論』第3巻、人民出版社、1953年版、1026頁。
- (4) 『大戴礼・武王践祚』。
- (5) 管仲(前730～前645年)、字は夷吾、齊国の没落した貴族に生まれる。少年時代に商業に従事したことがあり、商品生産、貨幣、貿易等の問題について豊富な知識をもつ。彼は齊の恒公に仕える、古代中国でもっとも有名かつ影響力をもつ政治家である。『管子』の著者といわれる。
- (6) 单旗(?)前6世紀)は春秋時代の政治家であり、かつて周の景王と敬王に仕える。彼の代表的な経済思想—「子母相權論」は古代中国に出現した最初の貨幣理論である。「子母相權論」によれば、もし流通過程の貨幣が持っている購買力が物価の水準を下回るならば、比較的重い、大きい貨幣を発行し新しい計算基準を打ち出すべきであるとする。その逆は軽いまたは小さい貨幣を発行すべきである。この仮説は貨幣のもつ価値を確立し、貨幣乱発の減少を阻止するのに役立つものである。
- (7) 範蠡は有名な政治家である。政治だけでなく経済思想においても春秋時代に彼の右に出る者がいないほど有名である。経済循環説は主に『史記・貨殖列伝』及び『國語・越語』に伝えられている。彼は「自然環境の変化に従い、経済活動を行う」ことを主張し、宗教や迷信に反対する。経済循環仮説は木星(古代は歳星と呼ぶ)の運行周期を基準に定められる。範蠡は天文学の知識と五行の説とを結

びつけ「五行」と「十二支」を組み合わせることによって収穫の状況を判断しようとしている。例えば、寅年と五行の木との組み合わせを豊作（奨）とし、午年と火との組み合わせを旱年とする。このように範疇は「十二支」と五行の説とを結びつけて史上初の経済循環論を打ち出した。

- (8) 孔子（前 551～前 479 年）の姓は孔、名は丘、字は仲尼。魯国の首都の曲阜に生まれ、父親は宋国の王族だといわれる。孔子は少年時代に牛、羊を飼う牧場を管理する下級官吏として働いたことがあり、また 56 歳の時に魯國の中都という町の町長に任じ、さらに司法長官つまり大司寇の職に任じたという（『中国経済思想史簡編』40 頁）。孔子は中国の歴史上はじめて「私学」を創設した教育者であり、孔子の学園に入門した弟子は 3000 人にもものぼるとされ、うち、礼（儀式における行儀作法）、樂（音楽）、射（射撃）、德（徳行）、書などの六の芸に精通した弟子は 72 人にはすぎない。孔子は儒教の創設者として仁を最高の徳とし、これの達成を終生の目標としていた。孔子の思想を表わす著書には『論語』『春秋』『大学』『中庸』『孟子』のいわゆる「四書」がある。中でもとくに『論語』が朝鮮半島の百濟を通じて紀元前 6 世紀から五世紀にかけて日本に輸入され、徳川時代にいたって武士のみでなく町人の間にも普及されていたという（貝塚茂樹『孔子・論語』中央公論社、昭和 53 年 6 月版）。
- (9) 孟子（前 372～前 289 年）の名は軻、字は子輿、子車等いくつかの異説もあって定かでない。戦国時代中期の思想家である。魯国の隣国である鄒に生まれ、子思（孔子の孫）の門人について学んだ後、孔子の学説を継ぐ者としての自覚にもとづいて、「王道政治」の実現を目指して諸国に遊説してまわったが、その主張はあまりにも理想にすぎず採用することができず、故郷の鄒国に隠退し、著述に専念することになった。孟子の代表作は『孟子』である。唐、宋時代から孟子を孔子の思想を継いだ第一人者と位置づけ、「亞聖」として孔子につぐ地位を与えられた。儒教思想は主に孔子と孟子の学説を指す。
- (10) 出所は(2)と同じ。55 頁。
- (11) 清末の変法維新派の中心人物は康有為（1858～1927 年）である。1894 年の甲午中日戦争以後、康有為らを代表とするブルジョア改良派は変法維新を提唱し、政治運動を繰り広げた。康有為は『礼記・礼運篇』をベースにして歐州の政治、社会政策を加味した『大同書』を書いた。『大同書』によれば、大同社会を実現するには「国界」「家界」「身界」（国境線、家と身分上の差別）をなくし、「貴賤之分」（貴賤の区別）、「貧富之別」（貧富の差別）「人種之殊」（人種の違い）をとり消すとともに「男女の差別」もなくさなければならぬ。「財産の多い者はその財産を公有財産のように人々に均等に分けるべきだ」ということを説き、君主立憲の下で、農、工、商業を発展させ、封建制度を変えず、民族滅亡の危機を救おうとした。古代に理想を求めつつもそれを新しく発展させようとした努力の表われであったといえよう。康有為の変法維新運動はわずか 103 日で失敗に終わり、改良派の主なメンバーは殺害され、または海外に亡命した。
- (12) 孫中山（1866～1925 年）は近代中国で西側から国を救い、民を救う真理を捜し求めた最も重要な代表者であり、中国革命の先駆者でもある。
- (13) 出所は(2)と同じ。55～56 頁。
- (14) 金岡照光『中国名言辞典』55 頁、東京堂出版、昭和 52 年版。
- (15) 出所は(2)と同じ。71～72 頁。
- (16) 出所は(2)と同じ。76 頁。
- (17) 出所は(2)と同じ。169～170 頁。
- (18) 老子（生没年不詳）春秋時代末期の賢者で道家の祖とされる思想家である。その著作とされる『老子』は道家学派の最も有名な経典著作であり、自然哲学から認識論、倫理説、さらに、政治論から軍事学までを包括する宏壮な体系をもっている。
- (19) 出所は(2)と同じ。171 頁。
- (20) 庄子（生没年不詳）戦国時代中期の思想家である。姓は荘、名は周。宋国蒙の人で漆園の役人を務

めたことがあるともいう。名利を求める、清貧の生涯を送った。現存する『莊子』は三部計33篇からなるが、なにものにもとらわれない絶対的な解脱の理論を開拓し、人為の観点からすれば無用なものほど実は貴いとする価値の転換を説いた。対立物の相互転化を基本法則とみる老子に対して莊子ではいっさいの事物に区別を立てない。事物の区別は一時的なものにすぎず、これが自然の実相と考える。中国仏教の禅宗には莊子の影響が特に著しいといわれる。

- (21) 袁林『成語典故』遼寧出版社、1981年版、618～620頁。
- (22) 越王勾践の復興計画は20年に及ぶ計画だという人もいるが、実際10年足らずで越の国が強くなって呉を大敗せしめた。
- (23) 商鞅は2度にわたる改革（変法）を行った。孝公の3年に第1回目の改革が行われ、①人民を5戸一組、または10戸一組に編成する。組内で違法者が出たら、組の共同責任とする（連坐制）、②男は農耕、女は紡績を本業とする（農業重視）、③軍功に応じて爵位をさずける（信賞必罰制度）、④分に外れた贅沢は許さない（奢侈禁止）などが改革の措置として実施された。孝公12年に第2回目の改革で、①小村落を統廃合して全国に31県をおくこと、②従来の井田法を廃して、土地の売買を認めること、③徵兵徵税制を確立すること、④度量衡を統一することなどの改革案を打ち出したのである（村山孚『人物・中国五千年』PHP研究所1997年5月版）。
- (24) 董煟『救荒活民書』。出所は(2)と同じ、362～363頁。
- (25) 蘇軾（1037～1101年）は北宋時代の文学家と詩人である。政治的には彼は王安石の改革に反対し、封建地主階級の保守派に属する代表者とされる。
- (26) 孫中山は民主革命の先駆者である。孫中山は同盟会宣言と1905年発刊した『民報』で中国で社会革命を行う必要性を説き、また1924年1月国民党第1回大会でソ連連合、共産党連合、農工扶助の三大政策を確立し、初期に打ち出した三民主義に新しい解釈を加え、明確な反帝国主義、反封建主義の性格を盛り込み、新三民主義に発展させた。
- (27) 林萬億『福利国家—歴史比較的分析』台湾巨流図書公司、1994年。
- (28) 太平天国（1851～1864）は後世に『天朝田畠制度』と『資政新篇』という2つの歴史文献を残した。前者は農民の土地問題を解決することを目的とする農民革命の綱領であり、後者は、中国で資本主義経済を発展させるための方案である。
- (29) 王思斌『中国社会福利』中華書店、1998年版、82頁。
- (30) 民政部編『民政部大事記』1988年。
- (31) 『中国』北京外交出版社、1984年。

（本稿は平成11年度日本証券奨学財団研究調査助成金による調査研究の一部である）